

○野田市児童福祉審議会条例

昭和 5 2 年 4 月 1 日

野田市条例第 1 1 号

注 平成 1 8 年 9 月から改正経過を注記した。

改正 平成 1 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 1 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日条例第 3 3 号

平成 2 4 年 7 月 1 3 日条例第 1 8 号

平成 2 5 年 6 月 2 8 日条例第 3 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項について調査審議し、答申すること。

(2) 市長の諮問に応じ、野田市エンゼルプランの策定及び見直しに関する事項について調査審議し、答申すること。

(3) 児童の福祉に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(4) 野田市エンゼルプランの推進に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

(5) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。

(平 2 5 条例 3 3 ・全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童委員

(2) 児童福祉関係団体の代表者

(3) 学識経験者

(4) 公募に応じた市民

(5) その他市長が必要と認めた者

(平 1 8 条例 3 3 ・平 2 4 条例 1 8 ・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平 2 4 条例 1 8 ・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の改正)

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和26年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第34号を第35号とし、第33号の次に次の1号を加える。

(34) 野田市児童福祉審議会委員

附 則（平成12年3月31日野田市条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の野田市児童福祉審議会条例第3条第2項の規定により、平成13年5月9日までの間に委嘱された同項第3号及び第4号の委員の任期は、同日までとする。

附 則（平成18年9月29日野田市条例第33号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

3 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市児童福祉審議会の委員の任期は、第6条の規定による改正後の野田市児童福祉審議会条例第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (5) まで 略

(6) 第8条の規定 平成25年5月10日

附 則（平成25年6月28日野田市条例第33号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

